



失業保険

(昭和二二、六、二五改)

- (A) 失業保険による要求及び保険給付に關する行政責任は總べて労働者の所掌とし、職業安定局事務の範圍に置くべきものとす。
- (B) 事業主より、保険料の決定及びこれか徴集の全責任は厚生省保険局の所掌とし、他の社會保険と密接に提携してこれを行ふべきものとす。

労災補償

- (A) 社會保険局の所掌事務は左通りである。
- (1) 保険加入者からの保険料の徴收
- (2) 保険給付の支給
- (3) 健康保険施設による病院及び診療施設の実施
- (4) 民間医師及び民間の健康保険施設による医薬及び治療費の支拂
- (B) 労働省の所掌事務は左通りである。

- (1) 労災保険法に基く補償請求權に關する事項及び労働者への補償額の決定(資格、現金給與額及び医療上の必要限度の決定を含む)
- (2) 前項に關する件又は社會保険及び労災保険による給與決定に対する不服の訴之に關し、これか審議並に決定
- (C) 労災保険法に基く給與額の不払訴之により労働省において最後の決定をほしたる場合、社會保険局は之の決定により支拂をほす責任あり。
- (D) 労災保険法に基く業務上の事由の認定及補償の認定に關する政令及びこれの解釈は厚生省と協議の上労働省に於いてほすものとす。
- (E) 保険加入者より、保険料に關する政令及び解釈は労働省と協議の上厚生省に於いてこれを行ふものとす。